療育手帳 転入の手続きについて

○転入について

- ・静岡県外及び県内政令市(静岡市、浜松市)から転入された場合に提出して ください。
- ・静岡県手帳への切り替えが必要となりますが、切り替え完了までは現在お持ちの療育手帳をお使いいただけます。
- ・静岡県内(静岡市、浜松市以外)から転入の場合、提出する書類は「転入届」 ではなく「療育手帳記載事項変更届」となりますので、ご注意ください。

〇提出書類

- 1. 転入届
- 2. 申出書
- 3. 療育手帳交付申請書
- 4. 手帳用写真 1 枚 (大きさ:縦 4cm×横 3cm)
 - ※ 顔の部分を明確にしてください(ほぼ正面、胸から上、脱帽、単独)
 - ※ 写真の裏側に、ボールペンで「市町名(沼津市)」「氏名」「生年月日」 を記入してください。
- 5. 現在お持ちの療育手帳
 - ※ 窓口で記載内容を修正後、コピーを取らせていただきます。